

イングランド1628年議会における議員と選挙区との関係

—強制借用金に対する抵抗者の議員選出と議会活動—

仲 丸 英 起

はじめに

- I 強制借用金の導入と地域社会の反応
 - II 強制借用金への抵抗が下院議員選挙に及ぼした影響
 - III 強制借用金に対する抵抗者の議会内における活動
- おわりに

はじめに

本稿は、1626年から1627年にかけてイングランド政府が臣民に課したいわゆる強制借用金(Forced Loan)に対して、各地域で何らかの抵抗を示した議員が選挙区で選出されるに至った要因、および彼らの議会での活動実態の探求を通じて、同時代における議員と選挙区との関係、さらに国制における議会の機能を解明しようとするものである。まず本章では、これまでの研究史を整理し、本稿の意義を明らかにする。I章では、強制借用金徵収に関する政治過程と、これに対する各地域の反応を概括する。II章では、強制借用金に抵抗を見ていた議員が各選挙区においてどのような状況の下で選出されてきたのかを検証する。III章では、彼らの議会における行動に焦点を当て、その活動頻度と内容を分析する。

中央と地方をめぐる問題は、長らく近世イングランド史における主要課題であり続けた¹⁾。その先鞭を付けたのは、いわゆるピューリタン革命の要因を階級対立に帰すマルクス主義への批判を目的としてH・トレヴァー＝ローパーによって提起された、「宮廷」対「地方」という枠組みである²⁾。これを受けたA・エヴェリットによって提起されたのが、「州共同体」論であった³⁾。エヴェリットによれば、地方ジェントリの活動において中心を占めていたのは半ば自律的な単位としての州であり、近世イングラ

ンドはこの有機的かつ完結的な「州共同体」の寄せ集めであった。したがってジェントリの主要な関心は国政ではなく、あくまでも自身の地域に向けられていたのである。その後もA・フレッチャーやJ・モリルら後に修正主義者と称される論者は、マルクス主義および定向発展段階論的なホイッグ史観がともに前提としていた革命の必然性や不可避性を「州共同体」論に依拠して否定し、その偶発性を強調していった⁴⁾。

しかし1980年前後から、「州共同体」論に対する批判が提起されるようになる。その中心となったのは、C・ホームズとA・ヒューズであった。両者は、「州共同体」が地方ジェントリの活動にとって唯一の重要な場であったわけではなく、中央と地方の利害はきわめて複雑であり、むしろ密接に融合していた、と主張したのである⁵⁾。これ以降、中央と地方の対立関係ではなく、双方の結びつきを重視する研究が陸續と登場した。フレッチャーはかつての自説を事実上撤回し、17世紀に進められた地方行政改革が、全国共通の政策を施行しようとする中央の意志と、そうした政策に対する地方の必要性とのせめぎ合いの中で達成された状況を明らかにした⁶⁾。また地方の人々が抱いていたアイデンティティの重層性も、同じくフレッチャーとR・カストおよびP・G・レイクによって指摘されている⁷⁾。さらにはK・シャープやカストの研究に見られるように、為政者間のコミュニケーションの問題や情報伝達・流通のあり方にも注目が集まり、この潮流は1990年代半ば以降の公共圏に関する議論を準備することになった⁸⁾。

このように、後にいわゆるポスト修正主義を代表する論者の一人となるカストが博士論文の主題として選択したのが、強制借用金をめぐる問題であつ

た⁹⁾。この研究においてカストは、同政策を立案した国王および政府、徴税を委託された地方統治者、支払いを強制された租税負担者それぞれの内部および相互の関係において、どのように利害が対立しました調整されていたか、その際にイデオロギーがどのように機能していたかを丹念に追跡している。かつてS・R・ガーディナーらホイッグ史家は強制借用金への抵抗を王権に対する不信感の表れであったとし、C・ラッセルら修正主義者はこの事実上の課税は通常の財政政策からの逸脱にすぎず大きな抵抗は生じなかつたとして、これを軽視した¹⁰⁾。しかしながらカストの研究は、両者が十分に議論を尽くし切れていた中央と地方の複雑な相関関係を描き出すことに成功したのである。

それでは、中央と地方の関係をめぐる上記のような研究史の中で、各地方から選出されていた議会下院の議員は、どのような存在として位置づけられてきたのであろうか。かつて有力であったJ・H・プラムやD・ハーストの学説は、以下のようなものである。すなわち、1580年代以降のインフレーションの進行によって有権者資格を満たす人々が増加し、特に州選挙区や大都市選挙区ではジェントリによる選挙の統制が困難になった。その一方で、政治的争点をめぐって立候補者が直接有権者に訴える機会は増加していった。競争選挙の増加は、こうした発展の証左であるとされたのである¹¹⁾。

そのようなホイッグ的解釈を批判したのが、ラッセルやM・キシュランスキーアーであった。ラッセルは、1620年代の議会で討議されていたのは主として地方に関する問題であつて国政に関わるものではなく、また1640年の長期議会も召集された当初はまったく革命的ではなかつたと指摘して、国王と議会の対立が革命で頂点に達するという単線的な理解を否定した¹²⁾。他方でキシュランスキーアーは、1640年以前の大半の選挙が非競争選挙であったことの重要性に着目した。キシュランスキーアーによれば、初期ステュアート朝期の選挙は、実態としてはむしろ選択という呼称がふさわしいものであった。すなわち大半の選挙では、主導的なジェントリや都市参事会員が有権者に立候補者を提示し、彼らへの賛同を求めるだけであったのである。それは競争を避けるために

事前に入念な根回しが行われた結果であり、定数より多い立候補者が現れ実際に投票が実施されるのは、きわめてまれな事態であった。したがつて立候補者を選択する際に重視されたのは富、血統、社会的地位、共同体への奉仕などであり、政治的イデオロギーはほぼ排除されていた。こうした選挙の性質が変化してゆくのは、1640年代を待たねばならなかつたとされる¹³⁾。

だがその後のポスト修正主義においては、両者の見解を統合しようとする試みがなされるようになる。カストとレイクは、前述した論文において、有権者が選挙に際して個人的な政治選択を行いうると認識していた事実を指摘している。パトロンは、競争選挙が避けられた場合でも、立候補者の選択に際して有権者の関心を考慮する必要があったのである¹⁴⁾。さらにカストによれば、議会の内部情報が外部に流出するようになったために、初期ステュアート朝期のイングランド全域に国政に関する広範な意識が生まれ出された。そのため同時代人は、地域的関心とより広範な政治的問題とを区別しておらず、両者を相互に関連したものとみなしていたのである¹⁵⁾。こうした研究状況を踏まえて、D・L・スミスは、ステュアート朝期の議員が置かれていたアンビヴァレントな立場を強調する。議員は中央と地方との間の要であり、議会においては自分が選出された地元の地域に対してと同様に、国家全体に対する義務も負っていると考えられていた¹⁶⁾。それゆえ、少なくとも一部の選挙区において有権者の関心が議員の選出に反映されていたのは明らかであるが、それは国家的問題と地域的問題とに判然と類別しうるようなものではなかつたのである¹⁷⁾。

中央と地方が相互に強い影響を与え合っていた状況、および同時代の代表観を明らかにしたポスト修正主義の成果を踏まえれば、強制借用金をめぐる政策の立案・実施に関して明らかにされた中央と地方の相互依存関係と、議会・議員の位置づけをめぐる議論との接続を図る作業は、依然として重要な意義を有していると思われる。だが、カスト以降の研究においてもこの課題は十分に果たされているとはいえない。もちろん、カストも強制借用金と選挙との関係に言及しており、特に州選挙区や大都市選挙区

においては、強制借用金に対する立候補者の態度が議員選出に際して決定的な要因であったと主張している¹⁸⁾。だが、カストは州選挙区のみを対象とした簡潔な議論を展開するに留まっており、さらに土着の人物が各地域の利害を議会で代弁しているという素朴な代表観を前提として議論を進めている嫌いがある。さらに、議会内での「権利の請願」をめぐる議論の経過については他の論者によって論じられているものの、地方で強制借用金に抵抗して当選してきた議員がその過程にどのように関わっていたのかを明らかにしようとした研究も、管見の限り見当たらない¹⁹⁾。そのため、強制借用金の問題が各地域の選挙においてどの程度の影響を与えたのかどうか、またそうした選挙で選出された議員が議会でどのような活動を行ったのか（あるいは行わなかったのか）はいまだ解明されていない。

したがって、国制上の大きな問題であると同時に優れて地方的な問題でもあった強制借用金の問題に焦点を当て、議員と選挙区との関係を考究しようとする本稿の試みは、同時代の中央と地方との関係において議会・議員がどのような機能を果たしていたのかを明らかにするための一助となり、ひいては1640年以降の政治過程を検証する上でも重要な示唆を与えてくれるはずである。さらに時間的な議論の射程を広げ、下院議員に関して「州あるいは都市という地域共同体の代表」と「選出区の有権者の意向に束縛されることなく」「広く国民全体の利害を推進する国民代表」という二つの代表観が18世紀までに併存するようになった事実を念頭に置けば、17世紀前半における議会の特質と、近世・近代イングランド政治文化の変容の究明にも寄与しうると思われる²⁰⁾。

I 強制借用金の導入と地域社会の反応

本章では、次章以降での具体的な分析の前提として、強制借用金が中央で決定され実施されてゆくプロセスと、これに対して地方で生じた状況、および最終的な帰結について概観する。

1626年2月に召集された議会は、大陸でのイングランド軍の敗北、カディス遠征の失敗など、政府の外交政策に対する疑惑が渦巻く中で開会された。親

フランス政策を放棄し、プロテスタント同盟の盟主を目指すという前年末の外交方針の転換によって、国王チャールズ1世と第1代バッキンガム公爵ジョージ・ヴィリヤーズは議会の支持が得られる期待していた。フランス・スペインとの戦争中、戦費は年間100万ポンド以上に達しており、この議会で60万ポンドの特別税（subsidy）の獲得が目指されたのである。ところが蓋を開けてみると、下院だけでなく貴族院においても、外交や宗教問題に関してバッキンガム公爵に対する批判が噴出し、約20万ポンドの特別税を認めさせただけで、国王は6月に議会の解散に踏み切らざるをえなくなった²¹⁾。

そのため、政府は議会が認める特別税以外の方途による収入増加策を模索してゆくこととなる。7月7日には、国王名で各州の治安判事団に書簡が発送されている。その内容は、前回の議会で本来認められるはずであった4回分の特別税相当額を、臣下の善意にもとづいて支払うよう要求するものであった²²⁾。一般的に徳金（benevolence）と呼ばれるようになるこの実質的な課税はしかし、即座に強い抵抗に遭遇する。ニュースレター・ライターのジョセフ・ミードの報告によれば、7月20日にウェストミンスターで開かれた集会で上記の提案を聞いた約500名の人々は、ほぼ全員が「議会！議会！」と叫んで抗議した。彼らは3日続けて召集されたものの、結局最後まで支払いには応じなかつた²³⁾。ミドルセックスやケントでの反応も同様であり、枢密院は早くも7月26日と8月1日には各地の有力者に支払いを促す書簡を送付している²⁴⁾。しかし、8月から10月上旬にかけて各地の治安判事から報告してきたのは、人々が支払いに応じようとせず、課税は議会を通じて実施すべきという声が根強い、というものばかりであった²⁵⁾。支払い拒否に対する罰則が設けられておらず、また政府の失策であるとすでに認識されている王国の防衛を徵収の理由としてあげるだけでは、支払いに応じる人々が少ないので当然であつた。最終的に財務府に支払われたのは、わずか4州からの948ポンド16シリング4ペニスにすぎなかつた²⁶⁾。

こうした情勢を見て、枢密院はより強制力を伴った資金徵収策に着手した。9月14日の会議において

は、以下のような決議がなされている。すなわち、デンマーク国王を支援するために早急に資金を準備する必要があるとはいえる、「議会を用いる時間的余裕はなく、次にもっとも迅速、公平、簡便な方法は臣民からの借用金である。この目的のために、指示を受けた徴収監督官が王国の全州に派遣され、この借用金の必要性と重要性を布達すべきである」。そして5回分の特別税相当額を査定の上、これを一括して徴収すると決定された。文言としては「借用金」とされたものの、償還に対する明確な規定はなく、当初から実質的な課税として捉えられていたことがうかがえる²⁷⁾。この決定を受けて10月7日に発布された国王布告では、「毎年の、ないし恒常的な資金徴収の実施は、決して朕らの本心ではない。都合が付き次第すみやかに、コモンウェルスと国家が必要とする頻度で、議会を召集することが、まさしく朕らの意図するところである」と言明された。強制借用金は慣例にならないと主張することで、議会召集を求める意見を牽制する狙いがあったのは明白である²⁸⁾。

実際には、この国王布告発布以前に、ウェストミンスター市内では他地域に先駆けて枢密顧問官と租税負担者との一連の会合が開始されていた。ミードの10月6日付けの報告によれば、当初は複数の教区で支払いを拒否する人々が議会の開催を呼び、騒乱が発生した²⁹⁾。だが、徳金の際と異なり、今回はこうした人々に対して強圧的な手段が取られることになる。10月11日付けの枢密院議事録には、「これら傲慢な者たちは、即刻強制徴募に処す」よう指示が出されたことが記録されており、ウェストミンスターでは市長と市参事会員によって投獄と財産の没収が行われている。同様の会合は、10月下旬にロンドン隣接5州に対しても実施され、主要な支払い拒否者の出頭が指示されている³⁰⁾。

このように、強制力を伴わなかったために失敗した徳金に対する反省から、枢密院は強制借用金の徴収に際し当初は非常に高圧的な態度で臨んでいた。こうした方針は、枢密院内部にも再度の議会召集を主張する慎重派が存在する中で、バッキンガム公爵をはじめとする強硬派が主導権を握っていた結果であった³¹⁾。しかし、枢密院は思わぬところで足を掬

われてしまう。10月28日に、王座裁判所の判事団が徴収監督官に配布する原本となる指示書への署名を拒否したのである³²⁾。政府は、いわば自身の部局内部から、この政策の正当性を否定される形となってしまった。さらに、おそらくはこの判事団の動きを受けて、11月中旬に15名の貴族が強制借用金への反対を表明した。その中には第3代エセックス伯爵ロバート・デヴルーら、反バッキンガム公爵派の有力貴族が含まれていた。もちろん宮廷内での権力闘争の側面があったにせよ、こうした枢密院のやり方に対して、抵抗がいかに根強かったかが看取られる³³⁾。

とはいえ、枢密院は開始したばかりの強制借用金の徴収を中止するわけにもいかず、11月下旬にはその継続が決定されている。ただし抵抗した貴族たちは投獄されず、強制的に支払わせる措置もとられなかつた。また、11月29日に徴収監督官などに宛てて送付された書簡では、「この資金によって、すでに州に対して支払い義務が生じている地域に対する負債を弁済し、今後も増加する兵士の受け入れ費用に充てる」ように、という指示が出されている³⁴⁾。強制借用金と同様に各地域の負担が大きく、不満が高まっていた陸軍の駐屯費に強制借用金の充当を認め、二重負担を回避することで、この政策に対する批判を和らげようとしたのである。

その後は、説得によって同意を得ようとする穩便な処置と、召喚と投獄という威圧的な措置が組み合わされ、効率的な徴収が追求されてゆく。12月までに、強制借用金支持派の宮廷人と、消極的であると見られていた貴族や地方統治者との折衝が行われた³⁵⁾。結局、12月末までに85名の貴族中48名が支払いに応じている。さらに2月から翌1627年3月にかけて、イングランド各州における会合が再開された。その際には、特別税負担者の一覧が財務省より提供され、各州に派遣するに適した人物を選抜するなど、周到な準備がなされている³⁶⁾。12月中に枢密顧問官が訪問した、バークシャ、ケンブリッジシャ、ハンプシャ、サセックスでは徴収される資金により陸軍の駐屯費が賄われることへの期待から、またサフォークではダンケルクの私掠船に対抗するための護衛艦隊が漁船団に提供されることへの期待から、おおむね協力的であった³⁷⁾。

こうした努力にもかかわらず、1627年1月になると政府は再び強力な抵抗に直面してしまう。ノーザンプトンシャに派遣された第1代マンチェスター伯爵ヘンリ・モンタギューらは、1月12日のバッキンガム公爵宛の書簡で次のように述べている。「我々がこの街に到着すると、22名の名あるジェントルマンと、彼らに率いられた同州居住者の半数を超える人々による抵抗に遭遇した」³⁸⁾。リンカンシャでも、第4代リンカン伯爵シオフィラス・クリントンに率いられて支払いを拒絶した徴収監督官の合計数は、68名にも及んだ³⁹⁾。これらの地域では徴収監督官に任命された有力ジェントリ自身が協力を拒絶しただけでなく、公然と抵抗する姿勢を見せたのである。こうした動きに対して、枢密院は再び強圧的な対応を取らざるを得なくなる。反対派の指導者はロンドンに召喚され、2月以降多数の人々が事実上の軟禁状態で抑留された⁴⁰⁾。また前記のマンチェスター伯爵らの書簡によれば、こうした反対を抑え込むために、ジェントリより下層の人々は強制徴募に処された可能性も高い。しかし、こうした厳格な対応は、もはやあまり有効性を持たなかった。この2州の動向は他地域にも当然広く知られるところとなり、むしろ抵抗運動が拡大するきっかけとなった。たとえばエセックスでは、一般的の特別税負担者が徴収監督官を大いに悩ませたし、コーンウォルではバッキンガム公爵派と反バッキンガム公爵派に分裂したジェントリ間の対立に拍車をかけてしまった⁴¹⁾。

それでも、枢密院は国王の同意も得て強制力を伴う方術を継続していった。強制借用金負担者の名簿は毎月吟味され、結果として枢密院は未払い者の名簿を各地に送付できた。徴収監督官は、この名簿にもとづいて未払い者に督促し、それでも従わない者がいれば枢密院に報告した⁴²⁾。また支払いを拒否して収監された者でロンドンの監獄が過密状態となり、衛生状態が悪化し始めると、おののの出身地域から遠く離れた州への護送が行われた⁴³⁾。バッキンガム公爵が6月にレー島へ出発した後、枢密顧問官はさらにこの業務に時間を割けるようになり、支払い拒否者を召喚し、彼らが拒否し続けるようであれば投獄し、新たに拒否したと確認された人々への召喚状を発送する作業に精力が注がれた。6月22日には、

支払いに抵抗した43人の治安判事と統監の罷免を通じて、国王の不興が改めて示されている。さらに6月30日と8月30日には、枢密院の回状が各地に発送された。これらの回状では、依然として支払いを拒絶している者が多数いるため、こうした人々を再召喚し徴収官を審問するよう徴収監督官に要請がなされている⁴⁴⁾。

その結果、11月末までに財務府が受領した金額は16万1532ポンドとなり、その他駐屯費などとして各地域に譲与された8万2244ポンドを合わせれば、徴収総額は24万3776ポンドに達した⁴⁵⁾。これはほぼ5回分の特別税相当額に相当する金額であり、国王・政府はとりあえず当初の目的を達成したといえる。しかしその一方で、同月には強制借用金支払い拒否の廉による投獄をめぐって訴訟が起こされている。これは、投獄された5人のナイト位保持者が、人身保護令状を王座裁判所に要求したものであった。首席裁判官ニコラス・ハイドは、国王大権により拘束された者をコモン・ロー裁判所の権限で保釈することはできないとして、国王寄りの判断を示した（五騎士裁判）⁴⁶⁾。この判決は、さらに激しい抵抗を感じさせる引き金となった。正当な理由のない身体拘束の禁止と議会の同意を得ない課税の禁止は1628年議会の主要議題となり、最終的には「権利の請願」の提出という事態に至るのである。

ここまで本章で見てきたように、強制借用金という政策は全国に不満を高めていった。とりわけ地方統治者の説得と同意の獲得に失敗した地域においては、強い抵抗を引き起こした。たしかに政府はほぼ当初の予定通りの金額を徴収できたが、それは支払い拒否者の枢密院への召喚と投獄という、相當に強圧的な方策に依拠して達成された成果であった。もちろん、そのように対処したからこそ徳金とは異なって効率的な徴収を実施できたともいえるが、結果的に生み出された抵抗者は犠牲者としての立場を各地域に知らしめ、この政策に対する反対の世論をいっそう喚起していったのである。

II 強制借用金への抵抗が下院議員選挙に及ぼした影響

前章で見たような強制借用金をめぐって醸成され

た政治的・社会的状況は、1628年議会の選挙、および選出された議員の議会内での行動にどの程度のインパクトをもたらしたのであろうか。まず本章では、これまで目を向けられてこなかった都市選挙区での当選者も含め、全選挙区の動静を考慮に入れつつ、強制借用金への抵抗がこの選挙に及ぼした影響を検討してみたい。

1 全体的傾向

本節では、議会史財団発行の選挙区・議員集成シリーズ（HPT）のうち、エリザベス治世期と初期ステュアート朝期を扱ったものを用いて強制借用金に抵抗して選出された議員を抽出し、その全体的傾向を把握する⁴⁷⁾。なお、ここで強制借用金に対する抵抗者とは、支払いを拒否した、もしくは徵収監督官への就任を拒否したことが史料から明確である者と定義する。こうした人々の抵抗の度合いには当然大きな幅が認められるものの、ある程度の客観的な指標にはなると思われる。具体的な人名は、HPT IIに「強制借用金を支払わなかった、もしくは徵収監督官としての職務遂行を拒絶して1628年に選出された議員」としてあげられているリストに従って特定したが、これにアンソニ・アービーを追加している⁴⁸⁾。表1は、上記の定義にもとづく議員について、氏名、選挙区、選挙区タイプ、地元選出議員および州内議員であるかどうか、選出要因、活動頻度、「権利の請願」への関わりについてまとめたものである。

上述の定義に該当する議員は、57名存在する。この時点での下院議員定数は493名なので、1割強（11.5%）が強制借用金に何らかの明確な抵抗を示した後に、議員に選出されていることになる。彼らは決して多数派だったわけではないが、無視しうるほど少数でもなかったといえる。

まず、選挙区タイプごとの選出数を見てみよう。ここでの選挙区タイプは、これまで筆者が用いてきたのと同一の基準に従って分類したものである⁴⁹⁾。それによると、州選挙区では81名中27名（33.3%）、大都市選挙区では76名中7名（9.2%）、中都市選挙区では140名中10名（7.1%）、小都市選挙区では156名中13名（8.3%）となっている。州選挙区選出議員

に強制借用金に対する抵抗者が占める比率がかなり高く、州選挙区においては強制借用金への抵抗が相対的に大きな比重を有していたと考えられる。有権者数が多く、選挙への干渉がほぼ不可能であった州選挙区においては、ジェントリ内に強制借用金に対して否定的な意見が共有されていた結果、抵抗者が当選していたと考えられる。他方で各都市選挙区タイプにおいては、抵抗者の占める割合は一律に10%以下となっている。この数値は、その大半が都市外部の貴族やジェントリなどの支配下にあった中小の都市選挙区のみならず、全般的に有権者数の多い大都市選挙区であっても、立候補者の強制借用金への抵抗が議員の選出要因とはなりにくかったことを意味している。したがって、これらの選挙区においては、パトロンの影響力や立候補者自身の都市自治体内における地位が、議員選出において大きな要因であり続けたと考えられる。とはいえ、パトロンとの関係において強制借用金に対する立候補者の賛否が影響する可能性は排除できない。

次に、強制借用金に対する抵抗者が議会に選出された要因について検討してみよう。議員が選出される過程においては、当然さまざまな力学が働くので、これを単一の要因に帰るのは現実的ではない。そのため、1名の議員につき複数の要因が考えられる場合には、重複して算出した。選出要因としてもっと多かったのは立候補者自身の地域における影響力で38名、次いで強制借用金に反対の立場が17名、パトロンの影響力が15名、一族の影響力が3名、その他が2名であった。このうち、立候補者自身の地域における影響力と強制借用金に反対の立場は、14名において重複しており、後者のみが当選の要因と想定される議員は2名のみである。したがって、強制借用金への抵抗が選出の要因として作用したのは約4分の1にすぎず、こうした政治的立場それが自体が当選に直結していたわけではなかったといえる。

続いて、選挙区移動という観点から、強制借用金に対する抵抗者を分析してみよう。筆者は以前の論稿において、エリザベス1世治世期と初期ステュアート朝期におけるすべての議員および選挙区を網羅的に分析する手法を用い、議員と選挙区の関係の全体的な趨勢を分析した。その結果、選挙区のタイ

表1 強制借用金に抵抗した後に選出された下院議員

氏名	選挙区	選挙区タイプ	競争選挙の有無	地元選出議員	州内議員	選出要因	活動頻度	「権利の請願」への関わり
ウィリアム・アーミン ジョン・アランデル エドワード・アスキュー ハーヴェイ・バゴット ナサニエル・バナディストン	リンカンシャ トレゴニ リンカンシャ スタフォードシャ サフォーク	CSSCC	× × × ×	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	I I II III I	◎3◎19 ◎259 ◎◎◎52 ◎◎◎2◎1	○
フランシス・パリントン アンブローズ・ブラウン リチャード・ブラ ジェイムズ・ブルース	エセックス サリ ソールタッシュ ロンドン	CCMC	× × × ×	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	I I I II	◎259 ◎◎◎52 ◎◎◎2◎1	○
クリストファー・クリゼロウ ウィリアム・コンスタブル ウィリアム・コリトン トマス・ディカーズ エドモンド・デイ	ロンドン スカバラ コーンウォル ハートフォードシャ イプスウィッチ	CMCCC	× ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	I I II III I	◎◎◎52 ◎◎◎2◎1	○
ダドリ・ディグス ウォルタ・アール ジョン・エリオット ジョージ・ギャロップ トマス・グランサム ベヴィル・グレンヴィル	ケント ドーセット コーンウォル サザンプトン リンカンシャ ローンストン	CCCLMS	× × ○ × × ×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	I I II III I I	3◎◎5◎ ○○○51 ○○○○○	○
ジョージ・グレズリー ハーボトル・グリムストン ジョン・ハンブデン ジョン・ヘヴニガム ピーター・ハイマン	ニューカッスル・アポン・タイン エセックス ウェンドーバー ノーフォーク ハイズ	SCSCS	× × ○ ○ ○	* ○ ○ ○ ○	* ○ ○ ○ ○	III II I II III	3◎◎5◎ ○○○51 ○○○○○	○
ウィリアム・ヒックス ジョン・ハザム アンソニー・アービー ジョン・ジャクソン ジョン・ジェニングス	テューカスベリ ペカリ ボストン ボンテフラクト セント・オールバンズ	MLMM	× × ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	IV III I II III	○○○○○	○
イグナティウス・ジョルダン リチャード・ナイトリ ウォルタ・ロング オリヴァ・リュータ ウィリアム・マシャム	エクセター ノーザンブトンシャ バース ベッドフォードシャ コルチエスター	LCCMCL	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	I I III II I	3202◎	○
ハンフリー・ニコルズ フランシス・ニコルズ エドワード・オースボーン ガイ・バルムズ ロバート・フィリップス	ボドミン ノーザンブトンシャ イースト・レッドフォード ラトランド サマセット	MCMCC	× × ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	I III III I I	70335	○
ロバート・ボインツ ウィリアム・ビュアフォイ ジョージ・ラドクリフ ブション・シンジョン エドワード・スコット	グロスター コヴェントリ コーリントン ラトランド ハイズ	CLSMS	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	I V III IV V	40◎23	○
ジョン・スタナップ ナサニエル・スティーブンス ジョン・ストレンジウェイ ナサニエル・トムキンス ニコラス・トレフューシス	レスト グロスター ドーセット クライストチャーチ ニューポート	LCCSS	× × ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	III I III III III	40◎23	○
ウィリアム・トワイステン ヘンリ・ウォラ ヘンリ・ウォロップ クリストファー・ワンデスフォード トマス・ウェントワース	ウインチルシー ロンドン ハンプシャ サースク ヨークシャ	SCCS	× × ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	IV I I III I	2◎5◎0	○
リチャード・ホワイトヘッド ジョン・レイ	リミントン リンカンシャ	SC	×	○ ○	○ ○	III I	0	○

注：(1) 氏名の敬称は省略している。

(2) 選挙区タイプ欄のCは州選挙区、Sは大都市選挙区、Mは中都市選挙区、Lは小都市選挙区をそれぞれ表す。

(3) 州内議員欄の*は、生涯で1度しか当選していない議員を表す。

(4) 選出要因欄のIは立候補者自身の地域における影響力を、IIは強制借用金に反対の立場を、IIIはバトロンの影響力を、IVは一族の影響力を、Vは他のをそれぞれ表す。

プによって選出される議員の性質には差異があり、それゆえ折々の選挙に作用する要因の種類および強度も異なっていたこと、またパトロンや政府のエージェントといった外部からの働きかけと各選挙区の自律性との関係は、時代によって変化していったことを明らかにした⁵⁰⁾。ここでは、HPT I および HPT II からデータを抽出し、以下の指標について検討する。一人の議員が生涯の間にどれほどの数の選挙区から選出されていたのかを測定するために生涯選出区数を、さらに議員と選挙区との関係の深さを検証するために地元率を、議員の移動範囲をるために州内率を、議員の議席定着度を評価するために生涯当選回数を算出する。また算出対象とするのは長期議会までのエリザベス1世治世期・初期ステュアート朝期の各議会と、王政復古後の1660年の騎士議会とし、史料上の制約から正確な情報を確定するのが困難な内乱期の議会は除外する。

以上の条件にもとづき、今回対象としている議員についての数値を求めたのが表2である。生涯選出区数は1.98、地元率は90.1%、州内率は85.1%、生涯当選回数は4.36となる。他方で1628年にイングランドで選出された全議員の平均値を見てみると、生涯選出区数は1.85、地元率は73.7%、州内率は74.9%、生涯当選回数は3.83となる。したがって強制借用金に対する抵抗者は、議員全体と比較してやや選挙区を移動しやすいものの、その移動範囲は州内である可能性が高く、ほとんどが地元に所領を有しており、生涯を通じて何度も当選を重ねていた人物であったことが読み取れる。これは基本的には州選挙区での当選を目指しながらも、場合によっては都市選挙区からの選出も可能であるという、有力ジェントリに見られがちな選出傾向である⁵¹⁾。ここから、各地域において強制借用金に抵抗した有力ジェントリが、有権者である他ジェントリの支持を獲得しているという構図が見て取れる。一方、非地

元選出議員は6名、州外議員は7名、非地元選出議員かつ州外議員であるのは2名のみであった。地元外の選挙区を渡り歩いて当選を重ねる者にとって、強制借用金への抵抗は当選に際して有利には働いていなかった状況が確認される。

本節における分析から、強制借用金をめぐる議論が地域政治に一定の影響を与えたのは確実であるが、同時に各候補者の地域における威信やパトロネジが依然として有していた重要性も明らかになった。各州内の強制借用金に対する抵抗の度合いによって、立候補者の態度が議員選出において持つ意味は大きく変化したと考えられる。本章の以下2節では、州選挙区・都市選挙区についてそれぞれ複数の事例を取りあげ、これまでの議論がより立体的となるよう検討してみたい。

2 州選挙区

競争選挙で強制借用金に対する抵抗者が勝利したのは、コーンウォル、サマセット、ヨークシャの3選挙区である⁵²⁾。ここでは、紙幅の都合上コーンウォルについてのみ述べる。同州では、1626年の議会でも同選挙区から選出されバッキンガム公爵弾劾の急先鋒であったウイリアム・コリトンが、会期終了後に主要な地方官職を剥奪されていた。さらに翌年コリトンは、同じくバッキンガム公爵批判の中心人物であったジョン・エリオットとともに、強制借用金に抵抗して投獄もされている。釈放後、両者は次回の州選挙区への立候補を周囲に公言していた。そのコリトンに代わって同地域の主要官職であるスタナリ副長官に就任したのは、バッキンガム公爵の下僚であったジョン・モーウンであった。選挙が公示されると、モーウンはリチャード・エッジクラムと組んでコリントン・エリオット派との激しい選挙戦を展開していった。結果的には第21代アランデル伯爵トマス・ハワードなどの支援を受けたコリントン・エリオット派が過半数の票を獲得するのが確実な情勢となつたため、モーウン派は投票の場に現れなかつた⁵³⁾。強制借用金の問題が選挙戦において明らかに重要な争点となつていていた点では、サマセットやヨークシャもコーンウォルと同様の情勢であった⁵⁴⁾。

表2 議員の選挙区移動

	強制借用金反対者	1628年選出議員全体
生涯選出区数	1.98	1.85
地元率	90.1%	73.7%
州内率	85.1%	74.9%
生涯当選回数	4.36	3.83

次に、競争選挙にはならなかった場合も含め、強制借用金への抵抗が1628年の選挙戦の行方を左右した州選挙区について見てみたい。まず、同年の選挙で初めて州代表の座を獲得した議員が存在している州選挙区について検討する⁵⁵⁾。こうした選挙区は、前述したコーンウォルのほか、グロスターシャ、ケント、ノーフォーク、スタッフォードシャの5州であった。ここでは、選挙においてそれまでとは異なる動向が見られた、ノーフォークとノーザンプトンシャの事例について取りあげたい。ノーフォークは、ジェントリ家系間の対抗意識が強く、エリザベス治世期後期以来、競争選挙が続いている珍しい州であったが、この選挙では1588年以降では初めて定数と同じ2名の立候補者しか現れなかった。生涯を通じて初当選となったジョン・ヘヴニガムは五騎士裁判の当事者であり、ロジャ・タウンゼンドは、支払いを拒否したため投獄されて死亡した、1624年の同州選挙区選出議員であるジョン・コーベットの親しい友人であった。強制借用金に対する憤りが州内で共有されたために、それまでの家系間の対立が解消したのである⁵⁶⁾。ノーザンプトンシャでも、一般的に州代表の議員に期待される高さの家系出身者ではなかったフランシス・ニコルズが強制借用金への断固とした抵抗により有権者の支持を獲得し、生涯唯一の当選を果たしている⁵⁷⁾。

さらに、2名とも強制借用金に対する抵抗者が選出されている州選挙区に着目してみよう。これに該当するのは、すでに取りあげたコーンウォル、グロスターシャ、ノーザンプトンシャのほかに、ドーセット、エセックス、リンカンシャの3州である。ここでは強制借用金への抵抗がきわめて激しい州の一つであった、エセックスに注目したい。同州の選挙戦では、大きな騒擾が生じた。この地域で強い影響力を行使していたのは第2代ウォリック伯爵ロバート・リッチであり、この時の選挙では前回の当選者で強制借用金の支払い拒否を貫いて州内の支持を得ていた、フランシス・バリントンとハーポトル・グリムストンを選出しようとしていた。これに対し、州内のバッキンガム公爵派が秘密裏に選挙を実施しようとするなどしたため、大きな混乱が生じた。結局、バッキンガム公爵派の勝利の見通しが立たなく

なったために、バリントンとグリムストンは投票が実施されないままに再選されている⁵⁸⁾。

以上、ここで瞥見した州選挙区においては、強制借用金に反対する世論が根強く存在し、枢密院に収監された者や治安判事を罷免された者など、この政策の犠牲者とみなされた人々を明白に支持する傾向が見受けられる。こうした世論は、ニコルズなど州選挙区選出の議員として従来は適当とみなされていなかった家格・地位の人々を当選させるほど強力なものとなりえた。あるいはノーフォークのように、強制借用金への抵抗という共通の目標ができたために、それまでの州内の家系間における対立関係が乗り越えられる場合もあった。またエセックスのように、地域に有力貴族が存在し、彼らがバッキンガム公爵や強制借用金に抵抗する姿勢を見せている場合、こうした意見を共有していた人物が選出される可能性が高くなった。したがって、少なくとも強制借用金に対する抵抗が生じた州においては、それに対する立候補者の賛同が選挙結果に大きな影響を与えていたといえる⁵⁹⁾。

3 都市選挙区

統いて、強制借用金に対する抵抗者を選出している都市選挙区について見てみよう。前述したように、都市選挙区においては州選挙区と比べて強制借用金に対する抵抗者が選出される割合はかなり低く、全都市選挙区選出議員387名中31名にすぎなかった。都市寡頭支配層やパトロンが議員を選択する権利を実質的に有している都市選挙区では、多数の有権者が存在する場合が少なく、そのため強制借用金への抵抗は州選挙区ほど重要性を持ちえなかったと考えられる。さらに非地元議員は6名のみであり、これは強制借用金に抵抗して都市選挙区から選出されている議員の大半が、その選挙区内部もしくは近郊に所領を有し、自身や一族の影響力、ないし有力貴族・ジェントリなどのパトロンの支持を得て選出されていた事実を示している⁶⁰⁾。また、全都市選挙区に共通して見られる傾向以外に、都市の規模による目立った差異は認められない。相対的に大規模で有権者の多かった都市といえども、ロンドンやエクセターなどを除き、強制借用金の問題は選挙戦の行方を

左右するほどの争点として機能しなかったといえる。

それでも、都市選挙区から選出された議員の中には、強制借用金を含めた国王チャールズ1世とバッキンガム公爵の政策に対する反対意見を公然と表明していた者が含まれている。ヨークシャのスカバラ選出のウイリアム・コンスタブルは、後述するように下院で激しくバッキンガム公爵を批判し、「権利の請願」の審議に参加している。また1626年の議会でバッキンガム公爵を激しく弾劾したために、国王によってウィルトシャの州長官に任命され、同州選挙区での被選挙権を失ったウォルタ・ロングは、サマセットのバースから選出されている。とはいっても、コンスタブルはトマス・ウェントワースの、ロングはバース近郊のジェントリであったフランシス・ボバムのパトロネジで議席を獲得しており、強制借用金の支払い拒否それ自体が主要な選出要因だったわけではない⁶¹⁾。

同じく競争選挙となった選挙区でも、強制借用金はその副次的な背景に留まっていた場合が多い。コヴェントリでは、市長側が指名したアイザック・ウォルデンとトマス・ポッターに対抗して、リチャード・グリーンとウイリアム・ピュアフォイが立候補した。都市内に居住していなかったグリーンとピュアフォイは法的には立候補資格がなかったにもかかわらず、投票の結果圧倒的多数の得票を獲得した。そのため選挙を管轄していた二人の州長官の間で意見が分かれ、最終的な決定は下院の特権委員会に委ねられることになり、最終的にグリーンとピュアフォイの勝利が確定している。ピュアフォイはたしかに強制借用金の支払いを拒否していたが、他方でウォルデンも支払いを躊躇していたことが明らかになっている。むしろこの争いの要因は、自治体幹部と都市住民の間の共有地放牧権をめぐる対立、さらに服地商カンパニーと織工カンパニーの対立に求められるべきであり、強制借用金への抵抗がもたらした影響はさほど大きくなかったと思われる⁶²⁾。

もちろん、ジョン・ジェニングスやウイリアム・マシャムのように、強制借用金への抵抗が、当選に直接関係していると思われる者も若干存在するが、彼らはむしろ例外とみなすべきである⁶³⁾。また強制借用金への抵抗という態度がパトロンとの関係強化

に寄与したと思われる事例は、ここで取りあげた議員以外にも数多く見受けられるが、そうした事例を含めても強制借用金をめぐる問題は都市選挙区において重要な選出要因にならなかつたと考えられる。ここには、全国的な批判が高まる問題であつても議員の選出に影響を与えていくという、都市選挙区に対するパトロン支配、ないしは都市自治体による寡頭支配の実態が表れているといえるだろう。

III 強制借用金に対する抵抗者の 議会内における活動

1628年3月に召集された議会の本来の目的は、前年にバッキンガム公爵主導で開始された対フランス戦争継続のための資金調達にあつた。しかし、五騎士裁判が開廷されている最中ということもあり、下院での議論は「イングランド人の自由」を守るために人身の保護と恣意的な課税禁止が保証されるかどうかという点に集中し、これが認められない限り特別税は認可できないという意見が大勢を占めた。国王チャールズ1世はこれに激怒したが、何としても特別税を確保する必要があり、また下院の側でもこのまま解散されるのを恐れていた。そこでエドワード・クックにより提案されたのが、両院の賛成と国王の裁可があれば法律と同様の効力を發揮する、請願という古典的な方法であった。国王とバッキンガム公爵は貴族院に働きかけてこれを阻もうとしたものの、貴族院が下院に歩み寄ったために結局は許容せざるをえなくなり、議会の同意なき課税の禁止や恣意的逮捕からの自由、軍隊の強制宿泊の禁止などからなる「権利の請願」は裁可された。だが政府やバッキンガム公爵に対する下院の批判はその後も止まず、6月に議会は停会となるのである⁶⁴⁾。

本章では、各地域で強制借用金に抵抗した後に、上記のような経過をたどる議会の下院に選出された議員が、その内部でどれほど活発に、またどのような内容の活動を行ったのかを検討する。これにより、強制借用金という中央政府の政策にそれまで反対の立場を取ってきた議員が、地方の不満をどの程度議会で代弁したのかについて、その状況の一端を明らかにしたい。

1 全体的傾向

本節では、議員の活動頻度と、「権利の請願」に関する審議への参加の有無という指標にもとづいて、本稿で取りあげている議員の議会内での活動の全体的傾向を把握する。ここで議員の活動とは、書記が付けていた公式の議事録、および各議員が付けていた非公式の議事録などで確認される、各議員の発言と委員会への任命を指すものとする⁶⁵⁾。もちろん、これらの回数は各議員の活動の活発さを単純に示すものではない⁶⁶⁾。とはいえ、個々の議員の活動回数には懸隔が認められ、一定の指標としては利用可能であると考えられる。このようにして活動回数を数え上げた結果が、表1の活動頻度の欄に記載されている数値と印になる。◎の印が付いているのは、10度以上におよぶ活動が記録されており、正確な回数を確認するのが困難な議員である。また「権利の請願」に関する審議とは、5月上旬から開始され、会期末まで続いた一連の本会議・委員会を指す。「権利の請願」への関わりの欄に○印が付いているのは、この審議への参加が認められる議員である。これを活動内容の指標とするのは、強制借用金の違法性を明確に打ち出した「権利の請願」作成への参加が、地方で議員に選出される過程とどの程度関係しているのかを検証するためである。

さて、まず活動頻度の欄を見ると、強制借用金に抵抗した議員全員が、議会内で活発に活動していたわけではないことが判明する。10度以上の活動が認められるのは57名中25名であり、半数弱となっている。また「権利の請願」への関わりの欄を見ると、この審議に参加したのはそのうちの13名であり、さらに少数であることが分かる。したがって、強制借用金に抵抗していたからといって全員が議会内部で盛んに活動したわけではなく、活動的な議員においても強制借用金のみが関心の対象ではなかったと推測される。さらに選挙区タイプとの関連に注目してみると、州選挙区から選出されている議員は27名中15名（55.6%）が10度以上の活動をしているのに対し、都市選挙区から選出されている議員は30名中10名（33.3%）にすぎず、州選出議員の方が明らかに活動的であるといえる。これは有権者の多い州選挙区で選出された議員の政治的関心の相対的強さを反

映している可能性もあるが、断定はできない。「権利の請願」の審議に参加しているのは、州選出議員が8名、都市選出議員が5名であり、いずれも10度以上活動している議員のほぼ半数となっている。選出された選挙区タイプに関わりなく、活発に活動している議員の活動内容は多岐にわたっていたといえる。

他方で、生涯選出区数・生涯当選回数と活動頻度・活動内容との関係については、明確な相関は読み取れない。ただし、10度以上活動している議員の生涯選出区数平均は2.24となり、全体の平均値よりやや高くなる。これは、今回検討している議員の中では少数派の、2度以上選挙区を移動している議員が10名含まれているためと推定される。言い換れば、選挙区を移動せず地元との関係が深い議員であるからといって、活動頻度が高かったわけではないということになる。実際、アンソニー・アービーはリンカンシャのボストンから10回、ガイ・パルムズはラトランドから8回、それぞれ生涯通算で選出されているが、1628年の議会で前者は活動した記録がなく、後者は2回のみであった。さらに6名存在する非地元議員のうち、10度以上活動をしているのはウォルタ・ロングだけで、残りの議員は4度以下しか活動していない。これらの議員にあっては、議会内での活動以上に、下院議員としての地位と名誉の獲得自体が、立候補の目的であったと推察される。

2 活動内容

続いて本節では、各議員の選出要因と具体的な活動内容との関連について、貴族院および下院の公式・非公式の議事録にもとづいて検討する。まず、当選に際して強制借用金への抵抗がある程度の重要性を有していたと思われる議員に着目してみると、彼ら全員が活発に活動していたわけではないことが見て取れる。こうした議員17名中、10度以上活動していたのは9人で、そのうち「権利の請願」に関する審議への参加が確認できるのはウイリアム・コリトン、ダドリ・ディグス、ウォルタ・アール、ジョン・エリオットの4名のみに留まっている。この点からも、選挙区における選出要因と議員の議会内の活動は必ずしも連動していなかったと思われる。

もっとも、この4名においては選出過程と議会での活動との間に強い連関が読み取れる。たとえばアールとデイグスは、軍隊の強制宿泊について議論された4月8日の全院委員会で、それぞれ自分が選出された州における具体的な軍隊の悪行を列举し、地方の窮状を訴えている⁶⁷⁾。こうした状況認識は、臣民の自由を侵害し、その状態を是正しようとしない国王および政府の批判へと彼らを向かわせた。アールは4月26日に「我々がこれら一連の法を成立させることで実践しようとしているのは、財産と人格における臣民の自由の保護であり、何ら目新しいものではない。そして我々がこのような行動に駆り立てられている理由は、わずかここ2、3年の間に、これまでの数百年間以上に臣民の自由が侵害されたと思われるという一点につきる」と述べ、現在の政府の施策を論難している。デイグスも5月2日に「地方の人々は、国王がマグナ・カルタと古来の諸法を確認するだけでは、満足しないであろう。……我々は今や、国王は法を超越しうるのか、もしくは法が国王を超越しうるのか、という問題を提起すべき時に来ている」と述べ、国王大権に対する議会制定法の優位を前提として議論を進めている⁶⁸⁾。

このような国王および政府に敵対的な姿勢は、コリトンやエリオットにおいてはさらに明瞭に見出せる。コリトンは、当初から恣意的な課税と拘禁に対する活動を盛んに行っていたが、会期が進むにつれその態度をさらに硬化させていった⁶⁹⁾。5月半ばに下院から「権利の請願」が提案され貴族院で審議される中で、バッキンガム公爵とその下僚らは国王大権の侵害を防ぐための留保条項を追加しようとした。こうした貴族院の態度への対応が審議されていた5月22日に、コリトンは「正当な理由から、我々はこの文言の追加を拒否する。……もし権力と法が一体化するようなことになれば、我々はどのようにして国王陛下に従えばよいのか」と痛烈に批判している⁷⁰⁾。またエリオットも、1626年までの3会期と同じく非常に活発に活動している。6月2日には国王に対し正式に「権利の請願」が提示され、貴族院で国王自身が公式に返答したが、それは請願に対する伝統的な裁可の形式を取らず、依然として国王大権にもとづいて臣民の権利を制限しようとするもの

であり、下院は憤慨した⁷¹⁾。エリオットは翌日長広舌をふるい、その中でカトリックの脅威、軍事遠征の失敗、寵臣の無知や無能といった、現在イングランドが直面している危機を並べ立てた。そして「これらが我々を脅かしているのであり、それは我々を驚かすために狡猾に運び込まれたトロイの木馬のようなものである。……我々がこうした敵を国内に抱えているとすれば、海外の敵と戦うなど、そもそも不可能ではないだろうか」と述べ、バッキンガム公爵の罷免を国王に要求している⁷²⁾。以上4名の事例は、たしかに全体からすると例外的ではあるが、国政と密接に関係する強制借用金という争点をめぐって有権者の支持を得て選出された議員が、まさしくその問題を是正するべく議会内で活動していたのは確かであり、彼らの場合は地方での選挙戦と議会内での行動に一定の連続性が認められる。

これに対し、明らかにパトロンの影響力によって選出された議員の中にも、前述のロングのほか、ウイリアム・コンスタブル、クリストファー・ワンデスフォードのように、活発に活動している議員が存在する。たとえばロングは、前述した貴族院による「権利の請願」への修正が5月20日の全院委員会で審議された際に、「すべての借用金は大きな苦痛の要因である。そして私には、そこまでして現在の窮状を緊急に解消する必要性を認めねばならない事情が理解できない。なぜなら国王は、資金をより迅速に、かつより多くの人々から徴収しうるからである」と述べ、さらに6月11日にはさまざまな問題についてバッキンガム公爵の責任を追及している⁷³⁾。またコンスタブルも、4月4日の特別税の審議において、恣意的な措置を慎むという国王の口約束を、あからさまに蔑んでいる。「私が思うに、自分自身の安全に対する我々の確信や保証は、十分に担保されていない。我々の側ではいかなる規定にも影響を及ぼせないのであるから、完全に無駄骨を折ることになるかもしれないが、我々は陛下の確約に期待するほかない」。さらに6月5日には、ロング同様バッキンガム公爵を明確に批判している⁷⁴⁾。ワンデスフォードは、会期の前半では穏健な立場を取っていたが、「権利の請願」の審議が始まると、明らかに見解を変化させ、政府やバッキンガム公爵に対し

敵対的な姿勢を強めていった。前述した6月2日の「権利の請願」に対する国王の返答に対しては、「なぜ我々は自らが救済されるまで行動し続けなければならないのか。もし我々が寵臣たちについて語ってはならないとしたら、我々には他に何ができるというのか。……国王の下へ行き、我々が何者なのかを教えて差し上げよう」と相当感情的に発言している⁷⁵⁾。ロングは前議会でも強くバッキンガム公爵を批判していた人物であり、コンスタブルとワンデスフォードはウェントワースの下僚であった。また、強制借用金に強く抵抗し、収監されるなど重い処罰を受けた21名中、15名が活発に活動している。こうした状況から、議員の大多数は選挙区との関係を気に留めず、もともと抱いていた信念や収監という経験によって醸成された見解、あるいはパトロンとの関係にもとづいて議会内で行動していたのではないかと推察される。

もっとも、活発に活動はしていても、その内容が強制借用金やバッキンガム公爵の弾劾、「権利の請願」などと直接には関係していない議員も見受けられる。ロンドン選出のクリストファ・クリゼロウは、徴収監督官に任命されたにもかかわらず支払いに消極的であったためにロンドン市民の支持を獲得し、即座に支払いに応じた法律顧問官ヘニジ・フィンチに代わって議員に選出された。しかし、クリゼロウの議会内における関心は強制借用金ではなく、一貫して商業利害の確保に置かれていた⁷⁶⁾。クリゼロウにとって、政府に対する評価の基準は彼自身の商業権益に合致するかどうかという点にあったのであって、政策それ自体の是非にあったわけではなかった。またイグナティウス・ジョルダンとリチャード・ナイトリの主要な関心は、臣民の自由というよりは宗教に対して向けられており、両者のこの会期における活動は、そのほぼすべてが宗教に関連するものであった⁷⁷⁾。さらにエドワード・スコットにおいては、自分の所領内に存在した河川を跨ぐ歩道橋の撤去計画を阻止する法案を提出するのが、議会における第一の目標であった⁷⁸⁾。これらの事例は、たとえ強制借用金が各地域で議員を選出する要因となつた場合でも、彼らが議場でこの問題を解決するために積極的に活動するとは限らなかつたことを示している。

おわりに

最後に、本稿の議論を整理してみよう。I章で述べたように、強制借用金の徴収に当たつて政府は、強制徴募や投獄など、それまでにない強圧的な態度で臨んだ。そのため、少なくとも一部の地域において激しい反発を招いたのは明らかである。そしてII章で検討したように、強制借用金に対して特に強い抵抗を示した一部の州選挙区では、この政策に対する立候補者の姿勢が議員の選出プロセスに強い影響を与えていた。この事実は、有権者の多い州選挙区では、イングランド全域で共有される課題が選挙戦を大きく左右する可能性が高まっていた状況を意味している。もっとも、都市自治体による寡頭支配ないし貴族や有力ジェントリなどパトロンによる支配が継続されていた都市選挙区においては、エリザベス1世治世期から議員の選出メカニズムが大きく変化した形跡は見出せなかった。他方、III章の分析からは、強制借用金への抵抗が当選に際して大きな要因となった議員がこの問題と深く関連する活動を精力的に行っている事例と同時に、パトロンによって選出されている議員であっても同様の活動を行っている事例が確認された。また地方で強制借用金に抵抗を示していても、議会ではこの問題と関わりのない活動を行っている者も見受けられた。すなわち、議会を地方の利害が代弁される場として認識していた議員は少数にすぎなかつたのであり、「権利の請願」というその後の国制を大きく規定してゆく決議さえ、王国全土の人々の意見が実態的に反映されたものではなく、一部の議員の個人的な意志が具現化したものであったと考えるのが妥当である。

本稿で得られた以上のような知見は、より長期的な近世・近代イングランド政治文化のコンテクストにおいて、どのような意義を見出せるであろうか。議員の選挙区での選出過程と、議会内の活動にさほど整合性がないという事実は、18世紀における二つの有力な代表觀の枠組みを、初期ステュアート朝期に遡及して適用するのが困難であることを示している。強制借用金への反対という姿勢が支持されて選出された議員は必ずしも同様の態度を議会内で貫いておらず、地域共同体を代表して行動すべきとい

う意識が強くなかったと推測される。その一方で、地方では強制借用金に抵抗していても、議会ではそれと異なる問題に注力したり、そもそも活動的でなかったりする議員も多数存在しており、国民全体を代表して行動するという規範も強かったようには思われない。

こうした一見矛盾しているようにも映る事実を説明するためには、テューダー朝期および初期ステュアート朝期中葉までの国家統治に関する、近年の研究成果を参照する必要がある。それによれば、この時期の為政者の間では、神が創造した個々人の地位と現実の社会におけるおのとの価値は調和すべきであるという認識が一般的であった。そのため、生まれながらにして国家の運営に携わるべきであるとされている人々を統治に関する業務から排除できず、制度としては明示されない既存の地位・名譽・信頼・紐帶などに、後から公式の制度的保障が付与されることになった。とりわけ地方においては、統治に関わる実際の能力ではなく、名譽という抽象的な概念が権力や責任へと容易に転じたのであり、結果的に治安判事など官職者の選抜に際して各人のイデオロギーはほとんど考慮されなかった⁷⁹⁾。議会に引き付けて考えると、それこそが名譽としての議席がパトロネジ・ネットワークの中で有効に活用された理由であったといえる。

こうした観点からすると、議員の地位が地域共同体における個人的な名譽の証であった事実に、さほど変化はなかったといえるだろう。ポスト修正主義の議論において主張されたように、有権者の関心が立候補者の選択に大きな影響を与えた選挙区は、たしかに初期ステュアート朝期にも存在していた。だがそのような選挙区は、全体から見ればいまだ少数に留まっていた。さらにこうした選挙区であっても、立候補者選択の際の基準として国政と密接に関わる問題の比重が高まる場合があったとはいえ、選挙が各地域において立候補者の有する社会的地位の確認であった状況に、基本的に変化はなかった。そのため、自らの意向に沿って議員の行動を統御しようとした選挙区は例外にすぎず、議員は選出された選挙区に今日的な意味での政治的責任を負っていたわけではなかったのである。また、理念としては国家全

体に奉仕する義務が存在していたとしても、全国民を代表して行動すべきという意識も薄かったと思われる。そのため、この時点においては地域の代表か国民の代表かという区分そのものが意味をなさず、選出後の議会での活動をどの程度行うか、どのような内容の活動を行うかは、議員個人の裁量による部分が大きかったのである。

ただし、一部の選挙戦においてイデオロギーが大きな争点となり、選出後も選挙区の世論に沿った行動を取っているように思われる議員が、少数ではあっても出現してきたという事実には、一定の意義が認められる。こうした事例は、地域共同体内部での調和を優先して当選者が決定されたとするキッシュランスキーの主張とは、明らかに相容れない。また中央の政治に対する関心が地方で高まり、ニュースレターなど情報の発信・流通が盛んになるなど議員の議会での活動にも徐々に注目が集まるようになつていった状況を踏まえると、強制借用金をめぐる問題は、中央と地方の利害を調整する役割が本格的に議員に求められてゆく契機になったのではないかと思われる。本稿の知見を踏まえ、1640年の短期議会・長期議会の選挙戦の趨勢と議会開会後の動向を再検討することが、議会政治の成立過程を探求する上での今後の課題といえよう。

- 1) 中央と地方の関係をめぐる研究史の詳細については、R. Cust and A. Hughes, 'Introduction: after Revisionism', in Id., *Conflict in Early Stuart England: Studies in Religion and Politics 1603-1642*, London and New York, 1989および後藤はる美「16-17世紀イングランドにおける地域社会と「國家」形成」「史学雑誌』第109編第10号, 2000年10月などを参照。
- 2) H. Trevor-Roper, 'The General Crisis of the seventeenth Century', in T. Ashton (ed.), *Crisis in Europe, 1550-1660*, London, 1965.
- 3) A. Everitt, *The Community of Kent and the great Rebellion, 1640-1660*, Leicester, 1966; Id., 'The County Community', in E.W. Ives (ed.), *The English Revolution, 1600-1660*, London, 1968 (朝治啓三訳「共同体としての州」越智武臣監訳「英國革命1600-1660—シンポジオン—」ミネルヴァ書房, 1974年所収); Id., *The Local Community and the great Rebellion*, London, 1969.

- 4) A. Fletcher, *A County Community in Peace and War: Sussex, 1600-1660*. London and New York, 1975; J.S. Morill, *Cheshire, 1630-1660: County Government and Society during the 'English Revolution'*, Oxford, 1976; Id., *The Revolt of the Provinces*, London and New York, 1976.
- 5) C. Homes, *Seventeenth Century Lincolnshire*, Lincoln, 1980; Id., 'The County Community in Stuart Historiography', *Journal of British Study*, 19, 1980; A. Hughes, 'Warwickshire on the Eve of the Civil War: a County Community?', *Midland History*, 7, 1982; Id., 'The King, the Parliament and the Localities during the Civil War', *Journal of British Study*, 24, 1985.
- 6) A. Fletcher, *Reform in the Provinces: the Government of Stuart England*, New Haven, 1986.
- 7) A. Fletcher, 'National and local Awareness in the County Communities', in H. Tomlinson (ed.), *Before the English Civil War*, London, 1983; R. Cust and P.G. Lake, 'Sir Richard Grosvenor and the Rhetoric of Magistracy', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 54, 1981.
- 8) R. Cust, 'News and Politics in early seventeenth-century England', *Past & Present*, 112, 1986; K. Sharpe, 'Crown, Parliament and Locality: Government and Communication in early Stuart England', *English Historical Review*, 101, 1986.
- 9) R. Cust, *The Forced Loan and English Politics, 1626-1628*, Oxford, 1987.
- 10) S.R. Gardiner, *History of England from the Accession of James I. to the Outbreak of the Civil War: 1603-1642*, vol. 6, London, 1885; C. Russell, *Parliaments and the English Politics, 1621-1629*, Oxford, 1979.
- 11) J.H. Plumb, 'The Growth of the Electorate in England from 1600-1715', *Past and Present*, 45, 1969; D. Hirst, *Representative of the People?: Voters and Voting in England under the Early Stuarts*, Cambridge, 1975. ただしハーストによれば、選挙における争点の大半は、宗教に関する問題を除外すれば宫廷内の派閥争いなどといった国家レベルの問題ではなく、各地域固有の問題であった。その点でハーストは修正主義に接近しており、州共同体論の強い影響が感じられる。
- 12) C. Russell, 'Introduction', in Id. (ed.), *The Origins of the English Civil Wars*, London, 1973; Id., *Parliaments and the English Politics*.
- 13) M. Kishlansky, *Parliamentary Selection: Social and Political Choice in Early Modern England*, Cambridge, 1986.
- 14) Cust and Lake, 'Sir Richard Grosvenor and the Rhetoric of Magistracy'.
- 15) Cust, 'News and Politics in early seventeenth-century England'; Id., 'Politics and the Electorate in the 1620s', in *Conflict in Early Stuart England*.
- 16) たとえばエドワード・クックは、「議員は特定の州ないし都市から選ばれるが、いったん選出され議会に着席したら、王国全体のために奉仕するのである。なぜなら、選挙告示状が明らかにしているように、議員が議会へ召集される目的は、王国全体に関わるものだからである」と述べている。E. Coke, *The fourth Part of the Institutes of the Laws of England*, London, 1644, p. 14.
- 17) D.L. Smith, *The Stuart Parliament 1603-1629*, London, 1999, pp. 26-31.
- 18) Cust, *Forced Loan*, pp. 307-315.
- 19) Russell, *Parliaments and English Politics*, ch. 6; J. Guy, 'The Origins of the Petition of Right reconsidered', *Historical Journal*, 25, 1982; M.B. Young, 'The Origins of the Petition of Right reconsidered further', *Historical Journal*, 27, 1984.
- 20) 青木康「議員が選挙区を選ぶ—18世紀イギリスの議会政治—」(山川出版社, 1997年), 228-242頁。
- 21) この間の経緯については、さしあたり Russell, *Parliaments and English Politics*, ch. 5; T. Cogswell, 'Foreign Policy and Parliament: the Case of La Rochelle, 1625-1626', *English Historical Review*, 99, 1984を参照。
- 22) State Papers (以下SPと略記し、文書番号を示す) /16/31/30.
- 23) T. Birch (ed.), *Court and Times of Charles I* (以下C. and T.と略記), 2 vols., London, 1848, i, pp. 130-131; *Calendar of State Papers Venetian* (以下CSPVと略記), p. 495.
- 24) *Acts of the Privy Council* (以下APCと略記) 1626, pp. 134-135, 154-155.
- 25) SP/16/33/8, 34/4, 34/62/, 36/34, 37/50.
- 26) The National Archives, E/401/2442.
- 27) APC 1626, p. 268.
- 28) *A Declaration of His Majesties cleare intention, in requiring the Ayde of His loving Subjects, in that way of Loane which is now intended by His Highnesse*, 1626.
- 29) C. and T., i, p. 154.
- 30) APC 1626, pp. 313, 324-325, 328, 331; C. and T., i,

- p. 157.
- 31) Cust, *Forced Loan*, pp. 43–47.
- 32) Gardiner, *History*, vi, p. 149; SP16/36/43, 41/3; Historical Manuscripts Commission (以下 HMC と略記). *Report on the Manuscripts of the Duke of Buccleuch and Queensberry*, London, 1899 (以下 Buccleuch と略記), iii, pp. 307–308.
- 33) C. and T., i, p. 172; CSPV 1626–8, p. 55; SP16/41/3; 54/82I; G. Roberts (ed.), *The Diary of Walter Young*, London, 1848, p. 98.
- 34) APC 1626, pp. 383–384, 388.
- 35) たとえば第1代モンタギュ男爵エドワード・モンタギュに対しては、10月31日付けで国王から支払いを求め、彼から資金を受け取るための徵収官を任命した旨の書簡が出されている。HMC, *Buccleuch*, i, p. 264.
- 36) SP16/47/44; SP16/39/55; P.R. Seddon (ed.), *The Letters of John Holles 1587–1637*, 2 vols., Nottingham, 1975–1983, ii, p. 339.
- 37) Cust, *Forced Loan*, pp. 122–125, 127–128.
- 38) SP16/49/8.
- 39) CSPV 1626–8, p. 126; SP16/56/39; 71/50; HMC, *The Manuscripts of his Grace the Duke of Rutland*, 4 vols., London, 1888–1905, i, p. 481.
- 40) C. and T., i, pp. 188, 190; SP16/56/39; APC 1627, pp. 142, 240–241, 253.
- 41) Cust, *Forced Loan*, ch. 5, ii; A. Duffin, *Faction and Faith: Politics and Religion of the Cornish Gentry before the Civil War*, Exeter, 1996, chs. 3, 5.
- 42) APC 1627, pp. 91–92, 113, 194–195, 243, 395.
- 43) SP16/71/28.
- 44) APC 1627, pp. 387, 492–493; Cust, *Forced Loan*, p. 138.
- 45) SP16/85/76; R. Ashton, *The Crown and the Money Market*, Oxford, 1960, pp. 29, 41.
- 46) M. Kishlansky, 'Tyranny denied: Charles I, Attorney General Heath, and the Five Knights' Case', *The Historical Journal*, 42, 1999.
- 47) P.W. Hasler (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1558–1603*, 3 vols., London, 1981 (以下 HPT I); A. Thrush (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons 1604–1629*, 6 vols., Cambridge, 2010 (以下 HPT II). なお本シリーズ収録の内容に関しては、議会史財団のホームページ上で項目ごとに整理されて公開されている。そのため、以下本シリーズからの引用に関しては、シリーズ名と項目名のみを表記する。
- 48) アービーも枢密院に召喚されているのは明白であり、HPT II のリストに記載されていない理由は不明である。'Sir Anthony Arby' in HPT II.
- 49) 以下本節で用いる方法論と筆者がこれまでに得た知見の詳細については、拙著『名誉としての議席—近世イングランドの議会と統治構造—』(慶應義塾大学出版会, 2011年), 第5章, 同「近世イングランド下院議員による選挙区移動様態の時系列的変遷」(『西洋史学』第248号, 2013年) を参照。
- 50) 拙著『名誉としての議席』, 第5章, 同「近世イングランド下院議員による選挙区移動様態の時系列的変遷」を参照。
- 51) 州選出議員の地位は、地域社会において威信の高いものであった。そのため、実際には選挙にならずとも潜在的な競争となる場合が多く、自身やパトロンの影響力下にある都市議席からの選出を余儀なくされる者も多かった。Kishlansky, *Parliamentary Selection*, pp. 31–48.
- 52) 前述した基準に従うと、実際に投票が行われた選挙区と事実上競争選挙となった選挙区は合計で8(州選挙区3、都市選挙区5)、重複当選者が出た選挙区は2(いずれも都市選挙区)となる。
- 53) SP16/96/36, 48; 16/106/14; HMC, *First Report of the Royal Commission on Historical Manuscripts*, London, 1870, pp. 51, 62; M. F. Keeler, M. J. Cole and W. B. Bidwell (eds.), *Proceedings in Parliament 1628*, 6 vols., Yale, 1983 (以下 *Proceedings 1628*), ii, pp. 33, 375; J.P. Cooper (ed.), *Wentworth Papers, 1597–1628*, London, 1973 (以下 *Wentworth Papers*), pp. 278–279; 'William Coryton', 'John Eliot' in HPT II; Cust, *Forced Loan*, p. 227.
- 54) *Proceedings 1628*, ii, pp. 507–511; iii, pp. 419–420; vi, p. 122; *Calendar of the State Papers Domestic* (以下 *CSPD*) 1629–31, p. 120; Cust, *Forced Loan*, pp. 107–108, 210; *Wentworth Papers*, pp. 260–261, 263, 278, 283, 287–289.
- 55) 記51で述べた理由により、新規当選者が存在する場合、州内部の政治状況に何らかの変化が生じている可能性が高い。
- 56) A.H. Smith, *County and Court: Government and Politics in Norfolk, 1558–1603*, Oxford, 1974, pp. 158–159.
- 57) SP16/56/70; APC 1627, p. 33; 1627–8, p. 33; Cust, *Forced Loan*, pp. 111, 117–118, 168, 225, 310.
- 58) *Proceedings 1628*, vi, pp. 123, 146–148; C. and T., i, p. 329.
- 59) もっとも、ケンブリッジシャはじめ6州において

- は2名とも徵収監督官が議員に選出されている。しかしこうした州ではそもそも強制借用金に対して強い抵抗は生じておらず、選出された人々の中で徵収の実務を積極的に担っていた者も少数にすぎなかつた。またこれらの議員の大半は議会内で目立った活動をしておらず、徵収監督官を務めたこととの関連性は認められない。SP16/50/54; A. Hughes, *Political Society and Civil Wars in Warwickshire*, Cambridge, 1987, p. 96; Cust, *Forced Loan*, pp. 108-109.
- 60) なお、非地元議員はほぼ全員がパトロンの影響力に依存している。
- 61) *Proceedings 1628*, ii, pp. 376, 510-511, 593; *Wentworth Papers*, pp. 283-286; 'William Constable', 'Walter Long', in *HPT II*.
- 62) Coventry Archives, BA/H/M/24/1-2; *APC 1623-5*, pp. 210-211; *Proceedings 1628*, ii, p. 376; Hirst, *Representative of the People?*, pp. 51-52. コヴェントリは州同格都市であり、勅許状で2名の州長官の設置が規定されていた。'Coventry', in *HPT II*.
- 63) SP16/44/14; *APC 1627*, p. 5; *CSPD 1627-8*, p. 9; *Proceedings 1628*, ii, pp. 162, 169, 171; J.K. Gruenfelder, *Influence in early Stuart Elections*, Columbus, OH, 1983, p. 11; Hirst, *Representative of the People?*, p. 200.
- 64) 註19にあげた文献のほか、R. Lockyer, *Buckingham: the Life and political Career of George Villiers, First Duke of Buckingham 1592-1628*, London and New York, 1981, pp. 426-443を参照。
- 65) *Journal of the House of Commons*, vol. 1, London, 1802; *Proceedings 1628*, ii-iv.
- 66) 特に、委員会への任命は必ずしも当該委員会への出席を意味するわけではない。C.R. Kyle, 'Attendance, Apathy and Order? Parliamentary Committees in early Stuart England', in C.R. Kyle and J. Peacey, *Parliament at Work: Parliamentary Committees, political Power and public Access in early modern England*, Woodbridge, 2002.
- 67) *Proceedings 1628*, ii, pp. 360-361, 364-365.
- 68) *Proceedings 1628*, iii, pp. 98, 102, 208, 218.
- 69) *Proceedings 1628*, iii, p. 269.
- 70) *Proceedings 1628*, iii, p. 533; v, pp. 452-456; Lockyer, *Buckingham*, p. 435.
- 71) *Proceedings 1628*, v, p. 577; Lockyer, *Buckingham*, pp. 437-438.
- 72) *Proceedings 1628*, iv, pp. 60-65.
- 73) *Proceedings 1628*, iii, p. 481; iv, p. 245.
- 74) *Proceedings 1628*, iv, p. 128.
- 75) *Proceedings 1628*, ii, pp. 103, 128-129; iv, p. 124.
- 76) *Proceedings 1628*, ii, pp. 305, 310.
- 77) *Proceedings 1628*, i, p. 227; ii, pp. 227, 275, 329, 429, 433, 517, 510, 564; iii, pp. 26, 30, 44, 61, 430, 436, 438, 593; v, pp. 531, 579.
- 78) *Proceedings 1628*, iv, p. 345; v, p. 367; J.R. Scott, *Memorials of the Family of Scott, of Scot's-Hall, in the County of Kent. With an Appendix of illustrative Documents*, London, 1876, pp. xxx, xxxii.
- 79) M.J. Braddick, *State Formation in early modern England c. 1550-1700*, Cambridge, 2000, ch. 2; A. Wall, *Power and Protest in England 1525-1640*, London, 2000, chs. 6, 7; M.J. Braddick and J. Walter, 'Grids of Power: Order, Hierarchy and Subordination', in Id. (eds.), *Negotiating Power in early modern Society: Order, Hierarchy and Subordination in Britain and Ireland*, Cambridge, 2001; S. Hindle, 'County Government in England', in R. Tittler and N. Jones (eds.), *A Companion to Tudor Britain*, Oxford, 2004; N. Jones, 'William Cecil, Lord Burghley, and Managing with the Men-of-Business'. *Parliamentary History*, 34, 2015.

歴史学研究会入会手続

歴史学研究会に入会を希望される方は、本会事務局まで申しこんでください。入会のしおりと振替用紙をお送りします。会費はA会費10700円（大会増刊号含む）、B会費8800円（会誌・月報のみ）です〔会期は毎年4月から翌年3月まで〕。海外会員はA会費11400円、B会費9400円（送料含む）です。

会費ご送金の際は、郵便振替・00120-1-177282をご利用ください。新規入会される方は、必ず、新規と書き添え、何月号からと明記してください。